明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（五三）　三
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（五四）　三
○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（五五）　四
○電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（五六）　四
○放送法施行令の一部を改正する政令（五七）　五
○電波法施行令の一部を改正する政令（五八）　五
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（五九）　六
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（六〇）　六
〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一七）　六
〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通一）　一五
〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務四）　二九
○国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務五）　三
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（同六）　四一
○振興拠点地域に係る中核的民間施設及び業務核都市に係る中核的民間施設に関する細分を定める省令の一部を改正する省令（国土交通一〇）　五三
○道路法施行規則の一部を改正する省令（同一一）　五三
○鉄道事業法施行規則及び軌道法施行規則の一部を改正する省令（同一二）　五三
〔規　則〕
○指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委五）　五三
〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委一三）　五六
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第二項の規定に基づき、型式認定番号に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを定める件（同一四）　五七
○交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（同一五）　五九
○国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件を廃止する件（同一六）　九二
○令和四年総務省告示第三百五十六号の一部を訂正する件（総務六四）　一〇一
○令和四年総務省告示第三百五十七号の一部を訂正する件（同六五）　一〇一
○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（同六六）　一〇三
○令和四年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件（同六七）　一〇三
○地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の一部を改正する件（厚生労働七六）　一〇五
○鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一九三）　一二六
○低騒音型建設機械の指定に関する件（同一九四）　一二八
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同一九五）　一二九
○排出ガス対策型原動機の認定に関する件（同一九六）　一三〇
○運輸審議会から答申があった件（同一九七、一九八）　一三〇
○都市計画に関する件（同一九九～二〇四）　一三〇
○都市計画に関する件（東北地方整備局二七、二八）　一三〇
○都市計画に関する件（関東地方整備局九四～九六）　一三一
○道路に関する件（同九七）　一三一
○都市計画に関する件（北陸地方整備局一六）　一三二
○道路に関する件（中部地方整備局一八～二四）　一三二
○都市公園の供用を開始する件（同二五）　一三三
○道路に関する件（近畿地方整備局四五～四七）　一三三
○道路に関する件（中国地方整備局二一～二五）　一三三
○道路に関する件（九州地方整備局四九～五二）　一三四
○都市計画に関する件（同五三）　一三四
○道路に関する件（北海道開発局一七～一九）　一三四
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一三五
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一三五
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一三五
国家試験
第十八回紛争解決手続代理業務試験合格者（厚生労働省）　一三六
令和五年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）公告（最高裁判所）　一三七
令和五年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）公告（同）　一三九
令和五年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　一三九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。